

1 本ガイドラインについて

令和2年10月24日(改訂版)

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」及び神奈川県対処方針や施設運営に関連するガイドライン等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、指定管理者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従事職員や利用者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
- (2) 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(フロントデスク、手すり、テーブル、座布団、座椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビやカラオケ機器、空調機等のリモコン、蛇口など)には特に注意する。
- (3) 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、館内で大声などを出す場がどこにあるかなどを検証する。

3 具体的な感染防止対策

- (1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

① 留意すべき基本原則

- ア 6月9日(火)より一部開館とする。
 - ・風呂利用、カラオケ利用、備品の貸し出し以外の開館を行う。
 - ・送迎バスの定員および大広間利用時のソーシャルディスタンスを考慮し受入れ人数は社会状況を踏まえ、段階的に再開する。
6月は24名までとする。7月は通常受入れをする。当面の間は40名までとする。
ただし社会の動向を踏まえ、都度、高座清掃施設組合と協議する。
- イ 発熱、咳、かぜ症状等のある人は来館を控えるよう事前に周知する。
 - ・利用前に体温、咳、かぜ症状有無の確認を行うチェックシートを個人へ要請。
 - ・大広間にて利用上の注意喚起およびヘルスチェックシート記入を要請。
- ウ 従事職員と利用者及び利用者同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保(できるだけ1m~2mを目安に)する。
- エ 感染防止のための利用者の整理を行う。
(バス利用、入館、退館時に密にならないように対応)

- オ 玄関ホール、浴場、大広間等、多くの利用者が同時に利用する場所での感染防止。
 - ・玄関ホール内外、風呂、トイレ、大広間等各部屋に手指の消毒設備を設置する。
- カ マスク及びハンカチの持参および手洗い、手指消毒の要請を行う。
(従事職員及び利用者に対する周知を行う。)
- キ 館内の定期的な換気および消毒を行う。
- ク 利用者への定期的な手洗い・消毒の要請を行う。
- ケ 従事職員の勤務前の体温測定、健康チェックを行う。

② 各エリア・場面の共通事項

- ア 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- イ 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ウ 人と人が対面する場所は、距離を保つ。大広間壇上に透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。
- エ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- オ マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- カ 利用者や従事職員がいつでも使えるようにアルコール液を館内に設置する。
(玄関、トイレ、脱衣室、大広間等)
利用者、従事職員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
- キ バス送迎の場合は、密集しないよう人数制限や配置を工夫して運行する。

(2) エリアごとの留意点

① 入館時(玄関ホール等)

- ア 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。入館時は個々にヘルスチェックシートの提出を要請する。
- イ 個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用者等の名簿を適正に管理する。
- ウ マスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底を要請する。
(マスクを持参していない利用者施設備品マスクを配布する)
- エ 玄関ホール内外に手指の消毒設備(アルコール等)を設置する。
- オ 各書類の受渡しは手渡しせず、据え置き式とする。(机設置)
- カ 正面玄関の自動ドアは常時開放する。

② 送迎

- ア 運転者、添乗員は可能な限り、朝夕2回の体温測定と体調チェックを行う。
- イ 利用者は、乗車する前に手指消毒の協力要請する。
- ウ 利用者は、乗車する前に添乗員による検温、体調確認要請に協力する。
- エ 利用者が可能な限り対角または横並びに配置する工夫をする。
- オ 車内換気および手すり等、共有部の消毒を利用前後に行う。
- カ 運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置する。

③ 通路、展示室、トイレ

- ア 各部屋のドアや窓の開放を行う。(定期的なドアノブの清拭消毒)
- イ 手すりは定期的に清拭消毒を行う。
- ウ 換気する。(各部屋の窓を開けての換気を行う)

④ 浴場 (6月中の使用は中止 / 7月は通常再開)

ア 更衣室

- ・1回の入室人数を3名程度に制限する。
- ・ドアノブ等の清拭消毒を行う。
- ・定期的な脱衣棚の清拭消毒を行う。
- ・間隔を開けた利用掲示を行い、対人距離の確保を要請する。
- ・タオル等の備品貸出しを中止する。(当面の間)
- ・ドライヤーは事務所にて貸し出しを行う ※令和2年10月24日改訂

イ 浴室内

- ・備品等を清拭消毒する。
- ・浴室内を換気強化する。
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請を行う。
- ・浴室、浴槽内における会話を控えることを要請する。

⑤ 娯楽室

- ・一度に利用する人数を減らし、対面で会話をしないように要請する。
(テレビ前のチェアおよびマッサージチェア配置の工夫を行う)
- ・常時換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・使用後の備品(ソファ、マッサージ機器、血圧計等)の清拭消毒を協力要請する。
- ・囲碁、将棋等の備品の貸出しは中止する。(当面の間)

⑥ 大広間

ア 食事

- ・利用者に食事時以外はマスク着用を要請する。
- ・従事職員のマスク着用の徹底を行う。
- ・横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる。(座席レイアウトの変更)
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請する。
- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底を行う。
- ・利用者に食事後テーブル等の消毒協力要請を行う。
- ・食器等、備品の貸出しは中止する。使い捨て皿等の持参を要請する。(当面の間)

イ カラオケ

- ・利用前の手指消毒徹底要請を行う。
- ・利用者に使用毎後のマイク、リモコン等の消毒協力要請を行う。
- ・マイク持ち手部は持参のハンカチで覆うよう協力要請を行う。
- ・マイクカバーを用意し、1人1枚当日専用として貸し出す。
- ・壇上に飛沫防止ビニールカーテンの設置を行う。
- ・壇上には1名以上の入室を制限する。(当面の間)
- ・司会進行サービスは従業員の感染リスクを考慮し中止する。(当面の間)

⑦ 清掃等の作業

ア 通路、各部屋

- ・清掃時はマスク・使い捨て手袋の着用する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。
- ・浴室内設備・備品の清拭消毒を行う。
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える。
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒を行う。
- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤等を用いて清掃する。
- ・ドアノブ、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的に清拭消毒を行う。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。

イ トイレ

- ・1F男女トイレは使用者が少ないため感染リスクを考慮し閉鎖する。(当面の間)
- ・便器内は、通常の清掃を行う。不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・常時換気をオンしておくなど換気に留意する。
- ・ハンドドライヤーはエアロゾル感染防止の為、使用禁止とする。
(ペーパータオル及びゴミ箱を設置する)

ウ 従事職員等の休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時窓を開放し換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・入退室の前後に手洗い消毒をする。

(3) 利用者の感染疑いの際の対応

- ア 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる利用者がある場合、救護室内で待機しマスク着用をお願いし、外に出ないように願います。(近親者も同様)
- イ 従事職員が感染の疑われる利用者とは接する際は、必ず手袋とマスクを着用し2mの対人距離を確保する。
- ウ 高座清掃施設組合担当者へ一報する。
- エ 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある利用者の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う。
- オ 当日の利用者名簿を確認し、保健所への提出に備える。
- カ 館内の他の利用者への情報提供は、保健所の指示に従う。

(4) その他

- ア 当面の間、イベントや講座は中止または延期する。8月31日以降より実施予定とし周知するが、第2波等により再度中止する可能性がある。
- イ 出勤体制については、施設の管理・運営に必要最小限度の人数配置を行い、業務ローテーションを調整する。

(5) 広報・周知

- ア 予約受付時およびホームページ等により、以下に該当する方の利用を控えるよう周知する。
 - ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある方
 - ・過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方
 - ・感染もしくは感染の疑いがある方が身近にいられる方
 - ・予約受付時は、今後の状況のより再度利用制限や、臨時閉館する可能性がある旨を伝え、了承を得る。
 - ・入館時のヘルスチェックシートの提出要請を周知する。
- イ 入口や館内の掲示等により、マスクの着用、手洗い、手指消毒、ソーシャルディスタンスの徹底を来館者に対して周知する。